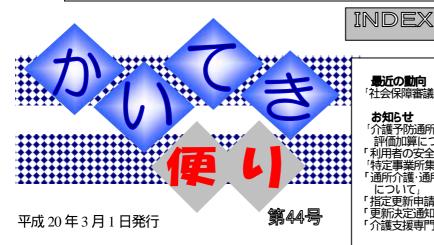
#### 「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう!!



#### 最近の動向

社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」

- 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションの事業所 評価加算について」
- 利用者の安全確保について」特定事業所集中減算の届出について
- 「通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模の変更 について
- 「指定更新申請書を発送しました」
- 「更新決定通知について」
- 「介護支援専門員番号の記載について」

# 社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

さる2月20日、社会保障審議会第48回介護給付費分科会が開催されました。

「療養病床から転換した介護老人保健施設」の名称は「介護療養型老人保健施設」とすることとし、その報酬は、 介護保健施設サービス費に新たな区分を設定し評価すること、ただし、医学的管理や看取り等入所者により個別 のニーズが大きく異なるサービスは、個別の加算により評価することが示されました。

「介護療養型老人保健施設」の施設要件は、次の 及び とし、今後検証を行い必要に応じ適宜見直しを行 うとされています。 算定日が属する月の前 12 月間における新規入所者のうち、医療機関から入所した者の割 合と家庭から入所した者の割合の差が35%以上であること(本要件は平成20年4月以降の入所者について平成 21 年4月から適用する。入所者にはショートステイの入所者は含まない。) 次の ) )のいずれかを満たすこ と。 ) 算定日が属する月の前3月間において全入所者のうち経管栄養又は喀痰吸引を実施している者の割合 が 15%以上、 ) 算定日が属する月の前3月間において全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判 定基準」におけるランクMに該当する者の割合が25%以上。

職員配置基準については、 看護職員の配置は6:1とし、「夜間時間帯の看護職員の配置基準」を別途設定 する(入所者 40 人以下の小規模施設は別途配慮する) 介護職員の配置は6:1を基準とする。ただし、介護職 員4:1の報酬上の施設基準を適用している療養病床から転換した場合は、当分の間4:1の配置も介護報酬上評 価し、今後入所者の介護ニーズを把握し平成24年4月以降の対応を検討すること等が示されました。

また、療養病床から転換した介護老人保健施設において、建物の耐火構造に係る構造設備基準、建物内の 直通階段及びエレベーターの設置に係る構造設備基準については転換前の病院又は診療所の基準と同様で よいとする考えが示されました。

【問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL 03 - 5320 - 4595

お知らせ

# 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションの事業所評価加算について

平成20年度に事業所評価加算の算定が可能な指定介護予防通所介護・指定介護予防通所リハビリテーショ ン事業所を決定しました。対象事業所を利用される場合は、報酬単位数及び利用者負担額が変わりますのでご 注意ください。

#### 【事業所評価加算関連情報】

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報(指定状況 負担軽減等) > 加算情報一覧 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo lib/jigyo/kasan/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4274

# 利用者の安全確保について

お知らせ

東京都介護サービス情報では、利用者の安全確保にかかわる情報を提供しています。 東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保にかかわる注意喚起

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo lib/tyuui/index.html 【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4593

お知らせ

## 特定事業所集中減算の届出について

すべての居宅介護支援事業者は、平成19年9月1日から平成20年2月末日までに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最高である法人の名称等について記載した特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人を位置付けた計画数の占める割合が 90%を超えた場合はチェックシートを東京都に郵送してください(平成 20 年3月 17 日必着)。 3 つのサービスがいずれも 90%以下の場合は提出する必要はありません。

なお、「正当な理由」の判断基準における『判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所』とは、平成19年10月1日以降に新規指定を受けた事業所のことを指しますので、ご留意ください。

<郵送先> 163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係あて

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(18 福保高介第537号)

東京都介護サービス情報 > 厚生労働省告示·報酬算定基準·通知等 > 特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\_lib/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

# 通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模の変更について

お知らせ

指定通所介護・通所リハビリテーション事業所の事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき 決定されます。(平成12年老企第36号 第二7(4)参照)

平成20年度の事業所規模区分を変更する必要がある場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行って下さい。【**平成20年3月17日必着**】

東京都介護サービス情報>事業者指定申請・届出>加算届出様式

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\_lib/shinsei/kasan/ index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4274

施設支援課施設運営係 TEL 03 - 5320 - 4264(老人保健施設併設)

# 指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成12年、平成13年、平成14年9月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を2月下旬に発送しました。提出期限は、平成20年3月31日です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年2月15日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

### 更新決定通知について

お知らせ

平成20年3月31日指定有効期間満了の事業所については、平成20年3月下旬に更新決定通知を事業所宛に郵送します。なお、更新申請書を提出した事業所で、更新申請の取り下げを希望する場合は、廃止届の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

## 介護支援専門員番号の記載について

お知らせ

居宅介護支援事業所におかれましては、国保連合会へ提出する給付管理票や請求明細書に、8桁の介護支援専門員番号(事業所の指定申請又は変更届で、東京都に届出されている介護支援専門員の番号)を必ず記載していただくようお願いします。

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593